

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、住民基本台帳に関する事務においての特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)(が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。 八戸市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報(住基法第7条第4号に規定する項目)の提供(※) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ※⑪の事務における中間サーバーの設置 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。 また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされている。 情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくないことから、各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置し、住民票情報を提供する。 なお、中間サーバーは機構が設置するものを共同利用するものである。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、102、105、106、108、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (主務省令における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民課
②所属長の役職名	市民環境部市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 市民環境部 市民課 住民記録グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線2631
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネットシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックをおこなっている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 5 評価実施機関における担当部署	①部署 市民健康部市民課 ②所属長 山田 勝久	①部署 市民防災部市民課 ②所属長 山田 勝久	事後	部署名の変更による
平成28年4月1日	I 開示請求、問合せ 7特定個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 請求先	八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開 グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1 号 0178-43-2111 内線3011	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1 号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月1日	I 開示請求、問合せ 8特定個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ 連絡先	八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開 グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1 号 0178-43-2111 内線3011	八戸市 市民防災部 市民課 住民記録グ ループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1 号 0178-43-2111 内線2622	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年4月1日	I 基本情報 5 評価実施機関における担当部署	②所属長 山田 勝久	②所属長 阿部 寿一	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	I 基本情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	阿部 寿一	市民防災部次長兼市民課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価 書の種類	未記載	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供 ネットワークを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの 対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な ない情報との紐付けが行われるリス クへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正に使用 されるリスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託 や情報提供ネットワークを通じた提 供を除く。)	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムと の接続 不正な提供が行われるリスクへの対 策は十分か	未記載	[O]接続しない(入手) 十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	未記載	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	未記載	十分に行っている	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和1年11月18日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ	内線 2622	内線 2631	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和1年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月4日時点	平成31年4月24日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年11月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年8月31日時点	平成31年4月24日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年11月18日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検 []内部監査	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅰ 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠 吹き出し	未記載	※条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第9号及び個人情報保護委員会規則の該当条項を追加ください。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民防災部市民課 ②所属長の役職名 市民防災部次長兼市民課長	①部署 市民環境部市民課 ②所属長の役職名 市民環境部市民課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	八戸市 市民防災部 市民課 住民記録グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線2631	八戸市 市民環境部 市民課 住民記録グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線2631	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月6日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ※条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第9号及び個人情報保護委員会規則の該当条項を追加ください	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、102、105、106、108、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (主務省令における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月6日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月6日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	未記載	・住基ネットシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックをおこなっている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	Ⅰ 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法においては、別表第二に基づいて、	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月24日時点	令和7年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月24日時点	令和7年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない